

令和8年度 下妻市省エネ家電製品買い換え促進補助金 登録店舗案内

本事業は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、市民の負担軽減と脱炭素化を目的としています。

登録店舗には「申請サポートの実施」「補助金交付券での値引き販売」をお願いします。

要点

補助の仕組み(交付券方式)

※購入後、申請者（お客様）が直接市に補助金交付を申請する方式ではありません。

市民は購入前に WEB 事前申請→市が審査→補助金交付券を郵送

申請は必ず WEB(購入前の事前申請)。補助金交付券が届く前に買うと補助対象外

登録店舗は、補助金交付券提示のあった販売で3万円を値引き

店舗は月次で市へ請求→市が店舗口座へ支払

対象: 冷蔵庫/エアコン(新品)

統一省エネラベル 多段階評価「☆2以上」

市民が補助金交付券受領後に契約・購入したもの

既存1台撤去→対象1台設置

本体+付属品+設置工事費(税込)8万円以上 リサイクル料金は含めない

8万円に店舗独自のポイント利用や値引きは含めない

物価高騰対策支援券の利用は補助対象外

一世帯あたり1台まで

原則、他の公的補助との重複なし

設置期限：令和8年12月31日



登録店舗の主な業務(重要ポイント)

1. 申請サポート(必須)

市民の申請は WEB 申請のみ

来店者に対し、申請が円滑に進むよう入力支援等の申請サポートを実施

※事前に買換え前の家電製品の「設置状況」「メーカー・型番・製造年ステッカー」の画像が必要

2. 値引き販売

補助金交付券提示を受けたら、購入代金から一律 3 万円値引き

3. 適正処分

買換え前家電を家電リサイクル法に基づき適正処分

市への請求に必要なリサイクル券(管理票番号)を管理

4. 市への請求(郵送/窓口どちらも可)

値引きを行った月ごとに取りまとめ、翌月 5 日までに請求 ※支払いは最短で 25 日 書類不備がある場合、5 日・15 日となります。

※請求時の添付書類

・使用済み補助金交付券

・購入及び設置証明書(様式第 6 号) ※枠内は店舗が記入+下段は購入者が自筆の場合は押印不要

・特定家庭用機器廃棄物管理票(リサイクル券)に記載されているお問合せ管理票番号が分かるものの写し

登録方法

登録申請書: 様式第 9 号

市の登録通知: 様式第 10 号

Q&A 集

Q1. 登録店舗の役割は？

A. 登録店舗は対象製品の販売・設置に加え、申請サポートと補助金交付券値引き、月次請求を担います。

Q2. 市民が「交付決定前に買ってしまった」場合は？

A. 要綱案では補助対象外です。トラブル防止のため、店頭掲示や声かけで「補助金交付券が届いてから購入」を徹底するのが有効です。

Q3. 補助金交付券の確認で最低限見るべき点は？

A. 交付決定者氏名(本人確認：口頭確認で可)

対象製品(冷蔵庫/エアコンの別)

有効期限内

市長印の印字があるか

Q4. 値引き処理はどう記載すべきですか？

A. 様式第6号に「値引き(※本補助金は含めず)」欄があるため、店舗独自値引きと補助による値引きを区別して整理する運用が分かりやすいです。ポイント利用も値引き欄に記載してください。

Q5. リサイクル券は必須ですか？

A. 店舗の請求添付書類として、リサイクル券に記載のお問合せ管理票番号が分かるものが必要です。回収から保管までの社内でのルール化を推奨します。

Q6. 請求の締め日と提出期限は？

A. 値引きを行った月の分を月末でまとめ、翌月5日までに提出します。

Q7. 支払いはいつ受けられますか？

A. 市が請求内容を審査し、適当と認めたときに店舗へ交付します(口座払い)。書類に不備がない場合は最短で25日払い。書類不備がある場合、解消されるタイミングで5日・15日となります。

Q8. 個人情報の扱いで注意は？

A. 登録店舗は業務上知り得た個人情報を法令に基づき適正管理します(様式第9号の誓約事項)。

Q9. 8万円以上の判定は値引き前/後のどちらですか？

A. 値引き後の支払額で、対象製品(本体・付属品・設置工事費/消費税込)の合計が8万円以上と

なることが必要です。リサイクル料金は補助対象外なので、8万円の支払額に含まれません。

Q10. 物価高騰対策支援券での支払いは認められますか？

A. 認められません。本事業は物価高騰対策支援券と同じ「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用しているため補助対象外です。レジ運用・見積提示時点での案内徹底をお願いします。